

# 鹿児島市立春山小学校「いじめ防止基本方針」

令和5年10月改定

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。学校は、全ての児童が安心して学校生活を送り、諸教育活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策を講じる必要がある。

「いじめをしない。させない。見逃さない。」という基本目標のもと、「全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置しない」「いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解させるようにする」ことを旨として、いじめの防止等の対策を行う。

本校では、学校及び職員の責務として、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、チームとしていじめの防止と早期発見に取り組む。さらに、思いやりのある温かい集団が形成され、仲間と共に、人間的に成長できる魅力ある学校づくりを推進していく。

### <いじめの定義>

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のいないときは、未成年後見人)をいう。

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)などとの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### ア いじめの認知

○ 特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

### イ いじめの判断

○ 表面的・形式的に行わない。

○ いじめられた児童生徒の立場に立つ。

○ 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。

○ いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

○ いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。

○ いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目して見極める。

・外見的にはけんかのように見える場合など

・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

○ いじめに当たると判断した場合にも、全てが厳しい指導を要するとは限らない。

・好意から行った行為が心身の苦痛を感じさせてしまったような場合など

○ 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が、謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処

も可能である。その場合でも、学校のいじめ対策組織へ情報を共有することは必要である。

- 必要に応じて、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

#### いじめの態様（例）

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる
  - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる
  - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない
  - ・ わざと会話をしない
  - ・ 席を離す、避けるように通る
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる
  - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする
  - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
  - ・ 脅されてお金や品物を要求される
  - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・ くつを隠される
  - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる
  - ・ 人前で衣服を脱がされる
  - ・ 脅されて万引き等をさせられる
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
  - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする
  - ・ いたずらや脅しのメールを送られる
  - ・ SNSのグループからわざと外される

## 2 いじめの防止等に係る対策組織

### (1) 対策組織

- ・ 「心の教育推進委員会」を設置し、いじめの兆候や懸念、児童からの訴え等について、チームとして対応する。校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、学年主任、養護教諭、関係学級担任で構成し、その他必要に応じた関係者及び外部専門家等を加える。

### (2) 役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施、進捗状況の確認
  - ・ 学期ごと（6・10・2月）に、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 職員の共通理解と意識の啓発
  - ・ 年度当初の職員会議で、本基本方針について共通理解を図る。
  - ・ 毎月1回1火曜日に全職員による生徒指導連絡会（コミュニケ春山）を実施し、気になる児童や事案に関する情報交換を行う。
  - ・ いじめや悩みに関するアンケート（5・10・1月の「健康タイム」）、教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実行性のあるいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信、啓発
  - ・ いじめ防止の取組状況について、学校運営協議会、学校だより、ホームページ等を通して発信する。

## エ 具体的対応

- ・ いじめがあった場合、いじめの疑いがあると情報が入った場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた支援チームを組織する。
- ・ 事案については、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家や関係機関と連携して対応する。  
また、問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の状況等を見守るとともに、継続的な支援を行う。

## 3 いじめの防止のための具体的取組等

### (1) 学校の取組

#### ア いじめの未然防止の取組

##### (職員)

- (ア) 児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級経営に努める。また、いじめについて考えさせる場（学活・道徳等）を計画的に設ける。
- (イ) 授業、各行事等において、児童の取組や努力を認め、自己肯定感を育むことができるように努める。
- (ウ) いじめは絶対に許さないという職員の明確な姿勢を示す。
- (エ) いじめは許さないという自分の意志によって、行動ができるように指導する。また、いじめは見ても見ぬふりをしないように指導する。
- (オ) いじめ等については、ひとりで悩まずに家族、学校、友だち、関係機関等に相談できる雰囲気醸成する。
- (カ) 全教育活動を通して、人権教育や道徳教育の充実を図るとともに、体験活動やボランティア活動を推進し、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。
- (キ) 情報モラル教育を推進し、ネットトラブルやマナーについて理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者にならないように継続して指導する。

##### (児童)

- (ア) 各学級で一人ひとりを大切にされた学級テーマを設定する。
- (イ) 授業や諸行事の中で友だち同士、互いに認め合えるように努める。
- (ウ) 帰りの会でほかほかタイムを設けて、友だちのよかったところを互いに認め合えるように努める。
- (エ) 児童会が中心となり、いじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）や人権週間において、いじめ防止のテーマを決定する。決まったテーマは、各委員会により全校児童に意識づけできるような取組を推進する。

#### イ 具体的な取り組み

- (ア) 校内研修や職員会議で学校の基本方針の周知を図り、「ニコニコ月間」や「いじめ問題を考える週間」等で、全校児童を対象にいじめに関する講話等を行う。
- (イ) 児童理解の時間を毎週の学年会に位置付け、職員間で情報の共有化を図るとともに、学年代表は必要に応じてコミュニケ春山で報告をする。
- (ウ) 「いじめ問題を考える週間」を中心に、年間を通じて、適宜児童がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。

#### ウ いじめの早期発見の取組

- (ア) 無記名（記名）アンケートや児童との教育相談、保護者との子育てトークを定期的実施し、児童の状況等を把握するとともに、職員で情報共有する。
- (イ) 職員と児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- (ウ) 全職員による校内巡視等を計画的に実施し、コミュニケ春山において情報の共有化を図る。
- (エ) 保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用について周知を図る。また、いじめホットライン等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

- (オ) 学校だよりや各種PTA活動を通して、学校の取組を発信するとともに、情報の収集・共有に努める。
- (カ) 上記に限らず、日頃から職員同士（学年会、コミュニケ春山）で情報交換を行うだけでなく、保護者に対しても学級PTA、子育てトークだけでなくいつでも対応する姿勢をもち、信頼関係を構築するように努める。また、関係機関との連携が必要と判断される事案に関しては、管理職の指示を仰ぎ、早急に連携をとれる体制を整えておく。

エ いじめに対する措置

- (ア) いじめの発見・通報があった場合は、校長を中心に「いじめ防止等対策委員会」を開く。それぞれの役割分担のもと、状況の把握に努め、方針を明確にしながらかチームとして対応する。

- ・ 担任、学年部・・・被害児童の事情の聞き取りと支援、加害児童の事情の聞き取りと指導  
関わった児童への聞き取り（知り得た情報は校長に報告する。）
- ・ 教頭・・・・・・・・保護者への対応、関係機関への対応  
教育委員会へ対応方針についての連絡、相談
- ・ 教務・・・・・・・・周囲の児童と全体児童への指導

- (イ) 被害児童に対しては、本人の安全確保に配慮し、安心感の醸成を図りながら、話をじっくりと聴き、共感的な理解に努める。また、具体的な支援に関しては、本人の意思や希望を尊重しながら進めていく。

- ・ 被害児童を必ず守り通すという姿勢を明確にするとともに、秘密を守ることを約束し、安心感を与える。
- ・ つらさや悔しさ等を温かく受け止め、本人の意思を確認しながら、今後の対応について一緒に考えるようにする。
- ・ 決して一人で悩まず、大人に相談することの重要性を伝える。
- ・ 良い点を励ますなど、自信回復への積極的支援を行う。
- ・ 自己肯定感を回復できるように学級集団へ溶け込みやすい雰囲気作りや活躍の場づくりを支援する。
- ・ 仲直りして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。

- (ウ) 加害児童に対しては、どんな理由があるにしろ、加害児童が行った行為そのものに対しての非を認められるように毅然とした態度で指導にあたる。さらに、被害児童の心の痛みに気づかせながら、行為に及んだときの気持ちや状況を受容的、共感的に聞き、心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと毅然とした態度で粘り強い指導を行う。

- ・ 被害児童の心理的・肉体的な苦痛を十分に理解させ、自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個別の関わりを継続する。
- ・ 集団におけるいじめも想定し、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。
- ・ 不満や充足感を味わえない心理状況を十分に理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係の生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ・ いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意をはらい、折に触れて必要な指導を行う。
- ・ 場合によっては、警察等の協力や出席停止措置をとる。

- (エ) いじめに関わった集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団作りを行う。

- ・ はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ 傍観者的になった心情も共感的に理解しながら、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係づくり等について指導する。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であり、いじめを通報したことで害を被ること自体が許されないことであることを指導する。

(オ) 加害、被害児童の双方の保護者に対し、いじめは絶対に許されないことであるという毅然とした姿勢で、誠意ある対応を行う。

(被害児童の保護者に対して)

- ・ 発覚したその日に家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・ 保護者の心情を共感的に受け止め、学校が知り得た事実関係や実態、経緯等について隠さずに伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 子供を守り通すことを十分に伝え、些細なことに対しても誠意をもって相談に応じる姿勢を大切にする。
- ・ 場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対して弾力的に対応する。

(加害児童の保護者に対して)

- ・ 責めるのではなく、事実を正確に伝え、被害児童や保護者の気持ちに共感させる。
- ・ 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 担任等が仲介役となり、被害児童の保護者と協力していじめを解決できるように保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・ 加害児童のよりよい成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続して行う。

(カ) 職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等や児童相談所、警察署等の関係機関との連携のもとに取り組む。また、ネット上のいじめに関しては、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

オ いじめの解消

- ・ 「いじめが解消しているか」否かを被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。なお、「いじめが解消している」状態であると判断するにあたっては、次の2つの要件が満たされる必要がある。

◆ 「いじめが解消している」状態

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

（「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省から）

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を注意深く観察する必要がある。

(2) PTAとの連携

- ・ 児童らの健やかな成長を促すためには、社会全体で児童を見守り、学校と家庭、地域とが連携していくことが必要である。

このことから、学校はPTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめ問題について保護者や地域と連携した対策を推進する。

ア 保護者等への啓発

(ア) 学校だよりやホームページに「春山小学校いじめ防止基本方針」を掲載し、啓発を図る。

(イ) PTA総会、学級PTA等を活用し、学校の取組について説明し、周知・徹底を図る。

イ 保護者への支援

(ア) 保護者の責務等が法で規定されたことを踏まえ、いじめの防止等に必要な指導を適切に行うことができるよう、家庭教育学級等で人権やインターネット利用に関する学習を実施したり、リーフレットを配布したりするなど、家庭教育の支援に努める。

(イ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用について周知を図る。

ウ 協議の場の設定

- ・ いじめの問題等について、各PTAや校外生活指導連絡会等で協議する場を設けるとともに、相互の役割や取組等について共通理解を図り、社会全体で児童を見守り、学校と家庭、地域とが連携していく意識を醸成する。

(3) 市教育委員会との連携

- ア いじめの問題について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（必要に応じてスクールロイヤー）との連携を図り、多面的に取り組む。
- イ 重大事案が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告するとともに、指導や助言等をもとに必要な対応を行う。
- ウ いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、校内研修会に指導主事等を招聘し、職員のカウンセリング等の向上を図る。

(4) 関係機関との連携

いじめの解決のために、またいじめの問題における指導において、十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて次の関係機関等との連携を図る。

○ 県中央児童相談所	264-3003	○ 市こども福祉課	216-1260
○ 鹿児島西警察署	285-0110	○ 民生委員、児童委員	など

#### 4 重大事案への緊急対応

(1) 重大事案の意味「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）より

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（法第28条第1項第1号に係る事態）
  - ・ 児童生徒が自殺を企画した場合
  - ・ 身体に重大な障害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神症の疾患を発症した場合
- 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合  
(法第28条第1項第2号に係る事態)
  - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(2) 重大事案への緊急対応

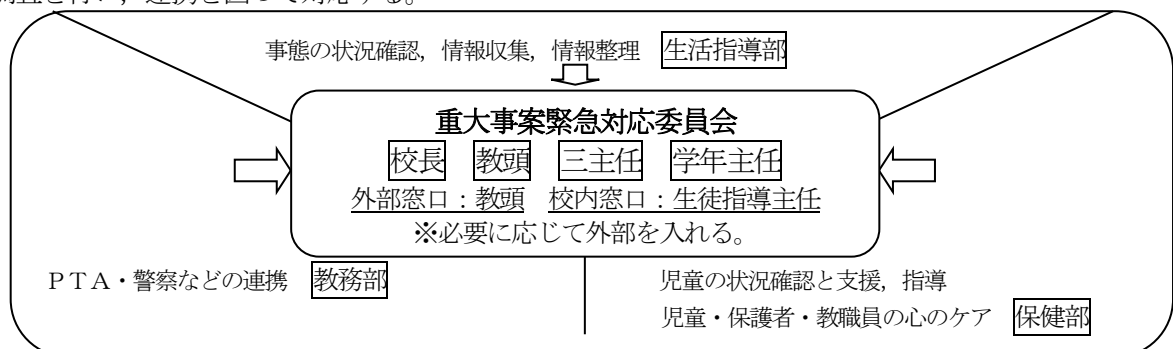
- 重大事案が生じた場合は、速やかに市教育委員会へ報告をし、「重大事案に係るフロー図」にもとづいて対応する。
- 学校が、事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止等対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- 調査結果については、被害児童、加害児童に対して適切に情報提供を行う。

(3) 学校による調査

法第28条第1項の規定に基づき、重大事案に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査の組織

いじめ防止等対策委員会を母体とした「重大事案緊急対応委員会」を設置して、各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応する。



#### イ 事実関係を明確にするための調査の実施

いつ（いつ頃から）、どこで、誰が、何をどのように（態様）、なぜ（人間関係や学校の対応に対する課題）に関して、事実関係を可能な限り調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・ 被害児童からの聞き取りが可能な場合は、聞き取り調査を中心に実施するなど、十分な配慮のもと調査を行う。

また、被害児童の学校復帰を最優先とした調査や情報提供者の安全確保等に配慮する。

- ・ 被害児童からの聞き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査を行う。

- ・ ネット上の情報拡散や風評被害に備え、「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視を実施する。

#### (4) その他の留意事項

##### ア 心のケアに関すること

被害児童及び保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることを考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーの派遣を依頼する。

##### イ 調査にあたっての説明に関すること

被害児童及びその保護者に対して調査方法や調査内容について十分に説明を行い、合意を得なければならない。また、経過についても、適時適切な方法で報告を行う。

##### ウ 調査対象の児童及び保護者に関すること

調査によって得られた結果については、分析や整理を行った上で、被害児童及び保護者へ情報提供する旨を十分に説明し、承諾を得る。

##### エ 報道取材等への対応に関すること

プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた正確で一貫した情報を提供するために窓口を教頭として、市教育委員会と連携をとりながら対応にあたる。

## 5 学校の取組に対する検証等

(1) 学校いじめ防止基本方針に関わるいじめ防止の取組等について、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組になるように努める。

(2) いじめに関する項目を入れた職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、職員会議等を活用し、全職員で検証を行う。

## 6 その他

(1) いじめの防止に関する校内研修を実施し、児童理解やいじめの対応に関する職員の資質の向上を図る。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」の改訂版を毎年3月に学校ホームページに掲載する。

(3) 長期休業前後の指導を充実させ、休業中のいじめの防止に努める。

## 重大事案に係る対応フロー図

